

乗務員の労働時間を削り取るな！

10/22 動労総連合「乗務員の業務等の見直し」に関する申入れ(一部要旨)

1. 「乗務員の業務等の見直し」については、安定輸送を脅かし、旅客の利便性を低下させるとともに、働きやすさに繋がるものとは言い難いことから次の点について明らかにすること。
(4) (発車看視廃止に関して) 車掌に対する知識習得が期待できるとしているが、車両状態に注意することとなることから、**責任が伴うことになるのか。**
(6) 「**ワンマン運転を見据え、運転士の声を反映しやすくすることが期待できる**」とは、どのようなことなのか。
2. 発車看視の見直しについては、乗り継ぎ時点における列車(車両)状態の注視は安全の確保に重要な位置を占めており、車両に対する安全や安定輸送を損なうことから、中止すること。
3. 今回の施策は、**拘束時間内における労働時間を削減することのみを目的とし、安全を損ねるものであることから、施策を中止すること。**
4. 「車両の性能向上により、モニタ等で車両の状態を今までより把握できるようになってきている。」としているが、モニタで把握できるものとできないものがあり、今回、見直しポイントとしている項目においては、把握できるとは言い難いことから、関連項目について施策を中止すること。
5. **早目出場の見直し**については、「3分前出場の本質は変わらない」としているが、指示はしないとしながら、**ノーペイの時間での暗黙の強制**をしていることから、中止すること。また、会社としての、早目出場についての考え方を明らかにすること。
7. **起床点呼後の付加時分の見直し**について、見直し後は、行先地における点呼時分内での点呼が求められることとなるが、**点呼時分内で収まらなかった場合、その後の作業推移も含めて、考え方を明らかにすること。**また、**十分な時間を確保する観点からも逸脱する施策であることから中止すること。**

10月22日、動労総連合は「乗務員の業務等の見直し」提案に対する申入れ(申第18号)を行いました。

「提案の「労働時間をつけなくても乗務員は早目にいかざるを得ないから、早目出場の3分を労働時間から削る」というやり方は「業務見直し」と呼べるものでさえありません。」

「起床後の付加時間5分を廃止」も、業務は何一つ変わらぬのに労働時間だけを削り取るものです。仕事の実態とは何の関係も無い労働時間削減です。こんな形で労働時間だけを削りとり、乗務員の労働条件をさらに切り下げるなど絶対に許すことはできません。「乗務員の業務等の見直し」提案はただちに撤回されるべきです。